

## 日本文化政策学会・学会奨励賞規程

第1条（名称と趣旨）日本文化政策学会は、会員の研究活動を奨励し顕彰するとともに、学会を通じた研究活動をさらに活性化するために、「日本文化政策学会・学会奨励賞」を設ける。英語名称は The Japan Association for Cultural Policy Research, Encouragement Award とする。

第2条（対象）前条の目的のために、以下の条件を満たす論文・著書を審査の対象とする。

- (1) 学会奨励賞は、日本文化政策学会の目的に合致する、審査期間の前年に公刊された、会員の優れた著書、または論文（学位論文や、学会誌『文化政策研究』への投稿論文を含む）を主たる授賞対象とする。授賞候補作の執筆者が選考時点で非会員である場合には、入会を条件として賞を授与することができる。
- (2) 学会奨励賞の対象となるのは、論文の執筆時において大学院生、または大学院修了後（退学後）10年未満の者（なお、産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などの期間は、10年の期間には含まない）、またはこれらと同等と認められる者の論文・著書とする。
- (3) 選考の対象となる論文・著書は、前項(2)で定める受賞資格者が出版した単著論文・著書とする。ただし、共著書・共著論文であって、共著者全員が前項(2)で定める資格を満たしている場合や、共著書のなかの単独執筆章については、選考対象に含めることができる。

第3条（応募方法）

- (1) 著者が本学会の会員であり、年会費の滞納がない場合にかぎり、応募することができる。
- (2) 自薦・他薦ともに、学会公式サイトでの学会賞のページでの指示に従い、公刊年の翌年の応募期間中に、応募手続きを行う。

第4条（審査委員会）理事会は、奨励賞を選考するための審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会は、5名以内の日本文化政策学会会員から構成される。審査委員の任期は審査期間を含む年内（1月1日から12月31日）とし、5名のうち2名は、当該年度の『文化政策研究』編集委員を任命することとする。
- (2) 審査委員は、審査委員長を互選する。
- (3) 審査委員長は、審査委員の中から審査副委員長を選任する。
- (4) 審査委員会は、自薦・他薦のあった論文、ならびに『文化政策研究』に掲載された論文について、審査を行い、結果を理事会に報告する。
- (5) 審査の期間は、応募終了から8ヶ月を超えてはならない。

第5条（審査）

- (1) 「論文の部」と「著書の部」の2部門を設け、それぞれに該当する対象について審査を行う。
- (2) 審査は、以下の観点から行う。

- A. 日本文化政策学会の目的にあった研究であるかどうか。
  - a. 広い意味での文化に関わる社会事象を焦点に当てている。
  - b. 実際の政策、政策のプロセス、政策上の判断を導く規範など、政策に視点を置いている。
- B. 今後、研究者として発展可能性があるかどうか。
  - a. 研究目的に相応しい研究方法を採り、的確に遂行している。
  - b. 学術的著作として十分な体裁を整えており、論理の展開も明確である。
- C. 研究内容に独創性または新規性があるかどうか。
  - a. 先行研究にない新しい理論や概念、モデルの構築、もしくは新しい観点や方法論の提示に成功している。
  - b. 学術的意義の高い、新規の事実・資料の発見や、研究領域の開拓を行っている。
- D. 研究成果が文化政策の発展に寄与するかどうか。
  - a. 先行研究を十分に踏まえたものであり、文化政策研究の潮流の中に位置づけられている。
  - b. 豊富な根拠資料に基づいており、資料としての観点から見て利用価値が高い。

第6条（顕彰）学会奨励賞の受賞者には、会長名による賞状を贈呈し、受賞記念講演会を開催する。

第7条（規程の変更）本規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則 この規程は令和5年3月1日から施行する。